

# 一般社団法人 日本美容内科学会 定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本美容内科学会と称し、英文では、Japan Society of Aesthetic Internal Medicine と表示する。

### (主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって従たる事務所を設置することができる。

### (支 部)

第 3 条 当法人は、理事会の決議に基づき、必要な地に支部(地方会)を設置することができる。

## 第 2 章 目的及び事業

### (目 的)

第 4 条 当法人は、従来からある美容外科、美容皮膚科による美容医療を補填・支持する役割を持つ美容内科という分野を明確にしつつ、本来、内科が大切にしてきた EBM(evidence based medicine)に基づく真に効果的で安全な美容内科医療を学会会員全員で構築していくことを目的とする。また、学問的な議論を活発に行い、美容医療領域における美容内科の普及に努める。

### (事 業)

第 5 条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 年次学術集会(総会)、セミナーの開催
- (2) 市民に対する啓発活動、及び市民からの情報・意見などの収集
- (3) 美容内科に関する文献・図書の刊行及び販売
- (4) 内服、点滴製剤などに関する研究・調査及びその助成
- (5) 美容内科専門医・指導士の育成
- (6) 実地に行なわれる種々の内科医療の妥当性の吟味とその効力の客観的評価
- (7) 診療所等に対する営業及びコンサルタント事業
- (8) 美容内科に必要な医薬品、医療機器の開発、製造、使用などに関する指導・協力
- (9) 上記事項に関する基礎的研究
- (10) 国際交流の促進

(11) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(告知の方法)

第 6 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載して行う。

### 第 3 章 基 金

(基金を引き受ける者の募集)

第 7 条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

(基金の拠出者の権利に関する事項)

第 8 条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還手続)

第 9 条 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を精算人において別に定めるものとする。

### 第 4 章 社 員

(社員の資格の得喪)

第 10 条 当法人の社員は、この法人の事業に賛同して次条の規定により入社した者とする。

(入 社)

第 11 条 当法人の社員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込をし、理事会の承認を得るものとする。

2 社員は当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退 社)

第 12 条 社員は退職届を代表理事に提出し、いつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第 13 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由がある時は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 49 条第 2 項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員資格の喪失)

第 14 条 前条の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、社員の資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡もしくは失踪宣告を受け、または解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 総社員の同意があったとき

第 5 章 社員総会

(構 成)

第 15 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第 16 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 17 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 カ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第 18 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 19 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故のある場合は、副理事又はあらかじめ理事会において定める順序により他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第 20 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 21 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般社団法人法第 49 条第 2 項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 22 条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を代表理事に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第 22 条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(社員総会議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。議長及び出席した理事は、議事録に署名又は記名押印する。

## 第 6 章 会 員

(種 別)

第 24 条 当法人に社員のほか次の会員を置く。

(1)会員は、当法人の目的に賛同し、所定の入会手続を行い、理事会で承認され、入会金及び年会費を納入した者とする。これまでの縦割専門領域を越えた視野の広い活動を行うために、医師・歯科医師のみならず、国家資格を有する医療従事者、当法人の目的に賛同する施設及び企業等に所属する研究者、また、理事 2 名の承認を得られた健康・美容業界に属する者に積極的に関わってもらうことにより、当法人を発展させる。

(2)賛助会員は、当法人の目的に賛同し、当法人の対象とする領域に学術的に関心がある一般企業及び医療施設等、理事会の承認を得た施設とする。

(3)名誉会員は、当法人の目的に関して特に功績のあった者で、理事会で推薦・承認を得て決定される。

(4)特別会員は、外国において当法人の目的に賛同するもの、または、特別な事由により理事会で推薦・承認を得たものとする。

- (5) 学生会員は、大学院学生・学生および生徒で当法人の目的に賛同し、所定の入会手続きを行い、理事会で承認され、入会金及び年会費を納入した者とする。
- 2 会員の入会金及び年会費は、理事会で立案・承認を得て決定する。
- 3 年会費は事務局より送る請求書に従い納入するものとする。
- 4 会員は次の場合には会員の資格を喪失する。
- (1) 退会の届出をしたとき。
  - (2) 会費を2年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。
  - (3) 個人である会員が死亡し、失踪宣告を受けたとき。
  - (4) 企業または団体である会員が解散したとき。
  - (5) すべての社員が同意したとき。
- 5 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成をもって決議し、当該会員を除名することができる。
- (1) 法令、定款又は規則に違反したとき。
  - (2) 当法人の名誉もしくは信用を傷つけ、または目的に反し、その他会員としての品位を損なう行為があったとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 6 前項の規定により会員を除名する場合には、理事会の決議を経て当該会員に対し、前項の総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。また、前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員にその旨を通知するものとする。
- 7 会員の除名を含む懲戒規定を別途定める。

## 第7章 役 員

### (理事及び監事)

- 第 25 条 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上20名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

### (役員の選任)

- 第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選出し、代表理事を持って会長とする。
- 3 理事会は、その決議により、理事の中から副理事若干名を選定することができ

る。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、法人の業務を執行する。

3 副理事は代表理事の業務執行を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 26 条第 1 項で定める理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 30 条 理事および監事は。社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第 31 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第 32 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者の為にする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者の為にする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保障することその他その理事以外の者との間における当法人のその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 33 条 当法人は一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、金 100 万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいづれか高い額とする。

## 第 8 章 理事会

(構 成)

第 34 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第 35 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) その他代表理事が必要と認めた事項

(開 催)

第 36 条 定時理事会は、事業年度末日の翌日から 3 カ月以内に開催する。

2 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 3名以上の理事及び監事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があつたとき

(招 集)

第 37 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議 長)

第 38 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決 議)

第 39 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印をする。

(理事会規則)

第 41 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、理事会の規則で定める

## 第 9 章 その他の役員

(種 別)

第 42 条 第 26 条のほか当法人に次の役員を置く。

- (1)評議員 正会員の約 10%以内の員数
- (2)顧問 若干名
- (3)名誉理事長 若干名

(評議員)

第 43 条 評議員は別に定める内規に基づいて推薦された候補者のうちから理事会において選任し、さらに、その選任を社員総会において承認し、第 12 条の入社手続きをす

る。

- 2 評議員をもって評議員会を構成し、評議員会の議長は代表理事とする。
- 3 評議員会は、理事会の諮問に応じ、必要と認める事項について助言する。
- 4 評議員会については、第38条(招集)、第40条(決議)の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」は「評議員会」と、また「理事」は「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の任期)

第44条 評議員の任期は、選任後事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として、新たに評議員を選任しない。
- 3 評議員は、再任を妨げない。

(顧問)

第45条 顧問は、主として学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任し、代表理事が委嘱する。

- 2 顧問は代表理事の諮問に応え、代表理事、理事会に対して意見を述べることができる。

(名誉理事長)

第46条 名誉理事長の委嘱基準は「永年にわたり理事長として本会の発展に尽くした者」とし、理事会の承認を経て代表理事が委嘱する。

(解職)

第47条 第43条の役員に就いた者(ただし、評議員は除く)について、その役員にふさわしくない行為があったときは、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって解任することができる。この場合、社員総会において決議する前に、その役員に弁解の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第48条 第43条の役員に就いた者は次項を除き無報酬とする。

- 2 第43条の役員に就いた者のうち常勤役員に対しては報酬等を支給することができる。但し、報酬等として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

## 第 10 章 各種委員会

### (各種委員会)

第 49 条 当法人は、各種事業を円滑に運営するため、理事会の議決を得て、委員会を設ける。

2 委員会の改廃は、理事会の決議による。

3 委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、別に定める。

## 第 11 章 計 算

### (事業計画及び収支予算)

第 50 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

### (事業報告及び決算)

第 51 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業年度)

第 52 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

### (剰余金の不分配)

第 53 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第 12 章 事務局

(設置等)

第 54 条 当法人は、事務局を主たる事務所に置く。事務局には事務局長及び必要な職員を置き、有給とすることができます。但し、事務局長は代表理事が任免し、職員は事務局長が任免する。

第 13 章 定款の変更、解散及び精算

(定款の変更)

第 55 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解 散)

第 56 条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 57 条 当法人が精算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人の類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 14 章 附 則

(委 任)

第 58 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(設立時の役員)

第 59 条 当法人の設立時代表理事、設立時副理事、設立時理事及び設立時監事は次の通りとする。

設立時代表理事 青木 晃

設立時副理事 池田 欣生 岩本 麻奈 斎藤 糧三

設立時理事 末武 信宏 坪内 利江子 野本 真由美 渡邊 千春 伊藤 明子  
堀田 和亮 前田 陽子

設立時監事 柳澤 厚生

(最初の事業年度)

第 60 条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和 6 年 3 月末日までとする。

(法令の準拠)

第 61 条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

之は、当法人の現に効力を有する定款に相違ありません。

令和 6 年 1 月 25 日  
東京都中央区銀座 1-12-4 N&E BLD. 7 階  
一般社団法人日本美容内科学会  
代表理事 青木 晃